

総社市まちづくり協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第11号

総社市まちづくり協議会条例を廃止する条例

総社市まちづくり協議会条例（平成17年総社市条例第225号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前						
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）						
職 名	区 分	報 酬			職 名	区 分	報 酬			
		日 額	月 額	年 額			日 額	月 額	年 額	
略				略						
男女共同参画推進審議会 委員		5,900			男女共同参画推進審議会 委員		5,900			
略				まちづくり協議会委員						12,000
略				略						
備考 略				備考 略						